

指定通所介護事業

介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業

(従前相当通所サービス・通所型サービスA)

ケアポート玄海デイサービスセンター

運営規程

社会福祉法人 柏芳会記念福祉事業会

社会福祉法人 柏芳会記念福祉事業会
指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業
(従前相当通所サービス・通所型サービスA)
「ケアポート玄海デイサービスセンター」運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

- 第 1 条 社会福祉法人柏芳会記念福祉事業会（以下、「本会」という。）が開設する指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）「ケアポート玄海デイサービスセンター」（以下、「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営等に関する事項を定め、介護保険サービス給付申請等を希望する高齢者等（以下、「利用者」という。）に対し、適正な指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第 2 条 事業所は、利用者の心身の特性を踏まえて、介護保険制度の趣旨に沿った指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）を適切、かつ、迅速に提供し、必要な支援を行う。
- 2 指定通所介護事業、介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）を行うに当たっては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止、または要介護状態となることの予防に資するように配慮しつつ、医療サービス提供機関との連携にも十分配慮する。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村等の行政機関、地域保健・医療・福祉サービス機関等との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

(事業所の名称等)

- 第 3 条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
- 一 名 称 ケアポート玄海デイサービスセンター

二 所在地 福岡県宗像市神湊字堀田 1 1 8 番地 2

(営業日及び営業時間)

第 4 条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

一 営業日 毎週月～金曜とする。ただし、お盆(8月13日～15日)、
ただし、年始年末(12月31日～1月3日)は休業する。
年末年始については、利用者の状況の応じて、早めて営業
の場合あり。

(営業時には、事前に関係機関に連絡。)

二 営業時間 午前8時30分から午後5時30分までとする。

三 サービス提供時間

午前9時30分から午後4時35分までとする。

(通常の事業の実施地域)

第 5 条 通常の事業の実施地域は、宗像市(離島を含む)、福津市の区域とする。

(利用定員)

第 6 条 事業所の利用定員は30名とする。うち通所型サービスAの利用定員は5名とする。

(定員の遵守)

第 7 条 事業所は、利用定員を超えて利用させてはならないものとする。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

第2章 職員の職種、員数及び職務の内容

(従業員の職種及び員数)

第 8 条 事業所に、次の職員を置くものとする。

- | | | | |
|--------------|------|------------|--------|
| (1) 施設長(管理者) | 1名 | 特別養護老人ホーム等 | 施設長と兼務 |
| (2) 生活相談員 | 1名以上 | | |
| (3) 看護職員 | 1名以上 | | |
| (4) 介護職員 | 3名以上 | | |
| (5) 調理員 | 1名以上 | | |

(6) 機能訓練指導員 1名以上

(7) 事務員 1名以上

2 前項に定めるもののほか、必要に応じ予算の範囲内でその他の職員を置く。

(職務の内容)

第 9 条 前条に掲げる職種の職務内容は、次のとおりとし、職員の具体的な業務分担については別に定める。

(1) 施設長

理事会の決定する方針に従い、施設の運営管理を総括すること。

(2) 事務員

利用者の庶務及び経理の事務処理に関すること。

(3) 生活相談員

利用者の生活相談、指導に関すること。

(4) 看護職員

医師の指示による利用者の看護、保健衛生に関すること。

(5) 介護職員

利用者の日常生活の介護に関すること。

(6) 機能訓練指導員

利用者の機能訓練に関すること。

(勤務体制の確保等)

第 10 条 事業所は、利用者に対し、適切な指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービス A）を提供することができるよう、職員の勤務の体制を定めるものとする。

2 事業所は、当該事業所によって指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービス A）を提供するものとする。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りではない。

3 事業所は、職員に対し、その資質の向上のために研修の機会を確保するものとする。

第3章 利 用

(内容及び手続きの説明及び同意)

第11条 事業所は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の提供に際しては、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、運営規程の概要、職員の勤務体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について文書により利用申込者の同意を得るものとする。

(受給資格等の確認)

第12条 事業所は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

2 事業所は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）を提供するように努めるものとする。

(利 用)

第13条 事業所は、正当な理由なく、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の提供を拒んではならないものとする。

2 事業所は、利用申込者が入院治療を必要とする場合その他利用申込者に対し自ら適切な便宜を供与することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護保険施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(要介護認定の申請に係る援助)

第14条 事業所は、利用の際に要介護認定を受けていない利用申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、利用申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

第4章 サービスの内容

(通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業

(従前相当通所サービス・通所型サービスA)の作成)

- 第15条 事業所の管理者は、通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所（従前相当通所サービス・通所型サービスA）介護計画の作成にあたっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握するものとする。
- 2 事業所の管理者は、利用者及びその家族の希望、利用者について把握された解決すべき課題に基づき、当該利用者に対する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の目標及びその達成時期、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の内容、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）を提供する上で留意すべき事項等を記載した通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の原案を作成するものとする。
- 3 事業所の管理者は、通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の原案について、利用者に対して説明し、同意を得るものとする。
- 4 事業所の管理者は、通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の作成後においても、その実施状況の把握を継続的に行うとともに、利用者についての解決すべき課題の把握を行い、必要に応じて通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の変更を行うものとする。
- 5 第1項から第3項までの規定は、前項に規定する通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の変更について準用する。

(指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業

(従前相当通所サービス・通所型サービスA)の取扱方針)

- 第16条 事業所は、利用者について、その者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等に応じて、その者の処遇を妥当適切に行うものとする。
- 2 指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の提供は、通所介護計画及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所（従前相当通所サービス・通所型サービスA）介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行うものとする。
- 3 事業所の職員は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- 4 事業所は、指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行わないものとする。
- 5 事業所は、自らその提供する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。

（介 護）

- 第17条 介護は、利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するよう、利用者の心身の状況に応じて、適切な技術をもって行うものとする。
- 2 事業所は、利用者の健康状態を把握したうえで、適切な方法により、利用者を入浴させるものとする。
- 3 事業所は、利用者に対し、その心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行うものとする。
- 4 事業所は、おむつを使用せざるを得ない利用者については、適切に取り替えるものとする。
- 5 事業所は、利用者に対し、前各項に規定するもののほか、着替え、整容等の介護を適切に行うものとする。
- 6 事業所は、利用者に対し、その負担により、事業所の職員以外のものによる介護を受けさせてはならない。

(食事の提供)

第18条 食事の提供は、栄養並びに利用者の身体の状態及び嗜好を考慮したものとする。食事の時間は昼12時とする。

2 食事の提供は、利用者の自立の支援に配慮して行うよう努めるものとする。

(相談及び援助)

第19条 事業所は、常に利用者の心身の状態、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の供与等)

第20条 事業所は、教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション行事を行うものとする。

2 事業所は、利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、その者又はその家族において行うことが困難である場合は、その者の同意を得て、代わって行うものとする。

3 事業所は、常に利用者の家族との連携を図るとともに、利用者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。

(健康管理)

第21条 事業所の看護職員は、常に利用者の健康の状態に注意し、必要に応じて健康保持のための適切な措置を採るものとする。

(衛生管理等)

第22条 事業所は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適正に行うものとする。

2 事業所は、当該事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(1) 委員会の設置

事業所は各会議等において、衛生委員会を設定（年2回以上）する。

(2) 担当者の選任

事業所における衛生管理者又は衛生推進者とする。

(3) 指針の整備

事業所における「感染症の予防・まん延防止に関する指針」を作成する。

(4) 研修の実施

職員全体会議等において定期研修及び訓練を実施する。

(虐待の防止)

第23条 事業所は、虐待の発生またはその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- 2 運営法人において定期的に開催する虐待の防止のための対策を検討する委員会の内容について、事業所の職員に周知徹底を図る。
- 3 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- 4 事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- 5 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(身体拘束等の原則禁止)

第24条 事業所は、指定通所介護の提供にあたっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という。）を行わない。

- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、本人又は家族に対し、身体拘束の内容、理由、期間等について説明し同意を得た上で、その態様及び時間、その際の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記載することとする。

第5章 利用料その他の費用

(利用料等の受領)

第25条 事業所は、法定代理受領サービスに該当する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）を提供した際には、利用者から別表1～別表2に掲げる利用料の一部及び別表3に掲げる食費の支払を受けるものとする。ただし、利用者が利用料の減免の認定を受けているときは、その認定に基づく支払を受けるものとする。

- 2 事業所は、前項に定めるもののほか、別表4に掲げる費用の支払を受けることができる。
- 3 事業所は、前項に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あら

はじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

(保険給付の請求のための証明書の交付)

第26条 事業所は、法定代理受領サービスに該当しない指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第6章 サービス利用に当たっての留意事項

(留意事項)

第27条 利用者は次の事項を守らなければならない。

- (1) 職員の指導に従い、利用者相互の友愛と親和を保ち、日常生活において心身の安定を図るように努めること。
- (2) 事業所の清潔、整頓その他環境衛生の保持のために協力するとともに、身の回りを整え、身体及び衣類の清潔に努めること。
- (3) 建物、備品及び貸与物品は大切に扱うよう努めること。
- (4) 火災予防上、次の点については特に注意を払い、火災予防に協力すること。
 - ア 喫煙は所定の場所で行うこと。
 - イ 発火の恐れのある物品は、事業所設内に持ち込まないこと。
 - ウ 火災予防上、危険を感じた場合は、直ちに職員に連絡すること。

(身上変更の届出)

第28条 利用者は、身上に関する重要な事項に変更が生じたときは、速やかに施設長に届け出なければならない。

第7章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第29条 事業所は、非常防止と利用者の安全を図るため、別に定める防災に関する規程に基づき、常に利用者の安全確保に努めるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。
- 2 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。
- 3 感染症及び非常災害等発生時における事業継続計画（BCP）を策定し、定期的な研修及び事業継続計画に基づく訓練を実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第30条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的の実施するものとする。
- 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。（地域との連携等）

第8章 その他運営に関する重要事項

(掲 示)

- 第31条 事業所は、当該事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示するものとする。

(秘密保持等)

第32条 事業所の職員又は職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 事業所は、居宅支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際には、あらかじめ文書により利用者の同意を得るものとする。

(利益供与等の禁止)

第33条 事業所は、居宅介護支援事業者又はその職員に対し、要介護被保険者に事業所を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を供与しないものとする。

- 2 事業所は、居宅介護支援事業者又はその職員から、事業所からの退所者を紹介することの対償として、金品その他の財産上の利益を収受しないものとする。

(苦情処理)

第34条 事業所は、その提供した指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情処理解決責任者、苦情処理受付担当者及び第三者委員を設置するものとする。

- 2 事業所は、その提供した指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）に関し、市町村が行う文書その他の物件の提供若しくは提示の求め又は市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）に関する利用者からの苦情に関して、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、自らが提供したサービスに関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書、その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、ご利用者及びそのご家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って行う。

(地域との連携)

第35条 事業所は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努めるものとする。

(事故発生時の対応)

第36条 事業所は、利用者に対する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(利用者に関する市町村への通知)

第37条 事業所は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知するものとする。

(1) 正当な理由なしに指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の利用に関する指示に従わないことにより、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

(2) 偽りその他の不正の行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

(記録の整備)

第38条 事業所は、職員、設備、会計又は利用者に対する指定通所介護及び介護予防・日常生活支援総合事業第一号通所事業（従前相当通所サービス・通所型サービスA）の提供に関する記録を整備し、保存しておくものとする。

(1) 管理に関する記録

ア 事業日誌

イ 沿革に関する日誌

ウ 職員の勤務状況、給与等に関する記録

エ 定款及び運営に必要な諸規程

オ 重要な会議に関する記録

カ 月間及び年間の事業計画及び事業実施状況表

キ 関係官署に対する報告書等の文書綴

(2) 利用者に関する記録

- ア 利用者台帳
- イ 通所介護計画書及び介護予防通所介護計画書
- ウ 処遇日誌
- エ 献立その他給食に関する記録
- オ 利用者の健康管理に関する記録
- カ 緊急やむを得ない場合に行った身体的拘束等に関する記録

(3) 会計に関する記録

(補 則)

第39条 この規程に定めるもののほか、必要な事項については別に定める。

●附 則

この規程は、平成12年4月1日に遡及して施行する。なお、この規程の施行に伴い、平成12年3月24日制定の通所介護事業「ケアポート玄海デイサービスセンター」運営規程は廃止する。

●附 則

この規程は、平成13年12月 4日から施行する。

●附 則

この規程は、平成14年 4月 1日から施行する。

●附 則

この規程は、平成15年 4月 1日から施行する。

●附 則

この規程は、平成15年 8月 1日から施行する。

●附 則

この規程は、平成16年 1月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成17年10月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成18年 3月24日から施行する。

●附則

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成19年10月31日から施行する。

●附則

この規程は、平成20年 4月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成21年 4月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成24年 4月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成24年11月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成25年 5月21日から施行する。

●附則

この規程は、平成26年 4月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成26年10月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成27年 4月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成27年 8月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成28年 3月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成28年 8月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成29年 1月 1日から施行する。

●附則

この規程は、平成 29 年 2 月 1 日から施行する。

●附則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

●附則

この規程は、平成 30 年 8 月 1 日から施行する。

●附則

この規程は、令和 元年 9 月 1 日から施行する。

●附則

この規程は、令和 元年 10 月 1 日から施行する。

●附則

この規程は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

●附則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

●附則

この規程は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

●附則

この規程は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 25 条第 1 項関係）

1. 利用料について

通所介護利用料（1 日につき／送迎を含む）

要介護度区分	利用料	負担額（1 割）	負担額（2 割）	負担額（3 割）
要介護 1	6, 580 円／日	658 円	1, 316 円	1, 974 円
要介護 2	7, 770 円／日	777 円	1, 554 円	2, 331 円
要介護 3	9, 000 円／日	900 円	1, 800 円	2, 700 円
要介護 4	10, 230 円／日	1, 023 円	2, 046 円	3, 069 円
要介護 5	11, 480 円／日	1, 148 円	2, 296 円	3, 444 円

入浴の負担額（1 日につき）

要介護度区分	利用料	利用者負担額
経過的要介護～要介護 5	400 円／回	40 円／回

2. 加算利用料（1 日につき）

加算区分	利用料	利用者負担額
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	60 円	6 単位／回（日）
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	毎月算定単位の 9. 0 %	毎月算定単位の 9. 0 %の一割分

（注）介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき、加算するものとする。

別表 2（第 25 条第 1 項関係）

1. 利用料について

○通所型サービス A の利用料について

利用者負担金：363 円（昼食代は別途自己負担） 363 単位の 1 割

※一定以上所得者は 2 割、3 割となります。

○従前相当サービスの利用料について

利用者の要介護度	要支援 1	要支援 2
基本単位	1, 798 単位	3, 621 単位
利 用 料	17, 980 円／月	36, 210 円／月
自己負担額（1 割）	1, 798 円／月	3, 621 円／月
自己負担額（2 割）	3, 596 円／月	7, 242 円／月
自己負担額（3 割）	5, 394 円／月	10, 863 円／月

2. 加算利用料（1 月につき）

○従前相当サービスの加算利用料について

加算区分	利用料	利用者負担額
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）＜要支援 1 の方＞	240 円	24 円
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）＜要支援 2 の方＞	480 円	48 円
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	毎月算定単位の 9.0%	毎月算定単位の 9.0%の一分割

（注）介護給付費算定に係る体制等に関する届出に基づき、加算するものとする。

★同一建物の住宅から通所介護（予防通所介護）を利用する場合の送迎費用について

通所介護事業所と同一建物に居住する利用者又は同一建物から当該事業所に通って、サービスを利用する者については、真に送迎が必要な場合を除き 1 日につき所定の単位数から 94 単位を減算いたします。（94 単位＝94 円）

別表 3（第 25 条第 1 項関係）

○食費（1 回につき）

利用者負担額	500 円
おやつ代	50 円

別表 4（第 23 条第 2 項関係）

その他の費用

内 容	利用者負担額
レクリエーション、クラブ活動に用いる材料等	実 費
日用品、嗜好品等でその他入所者が希望するもの	実 費

通常事業の実施地域以外の地域に係る送迎の追加費用	実施地域以外から片道 10 km 以下の時	無料
	実施地域以外から片道 10 km を超える時	300 円(往復)

